

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第9号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） と畜検査等業務手当（<u>条例第15条第1項第1号及び第3号の業務に係るものに限る。</u>）</p> <p>（4） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>海上危険業務手当</u></p> <p>（4）～（9） 略</p>	<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） と畜検査等業務手当</p> <p>（4） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>航海手当</u></p> <p>（4）～（9） 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。